

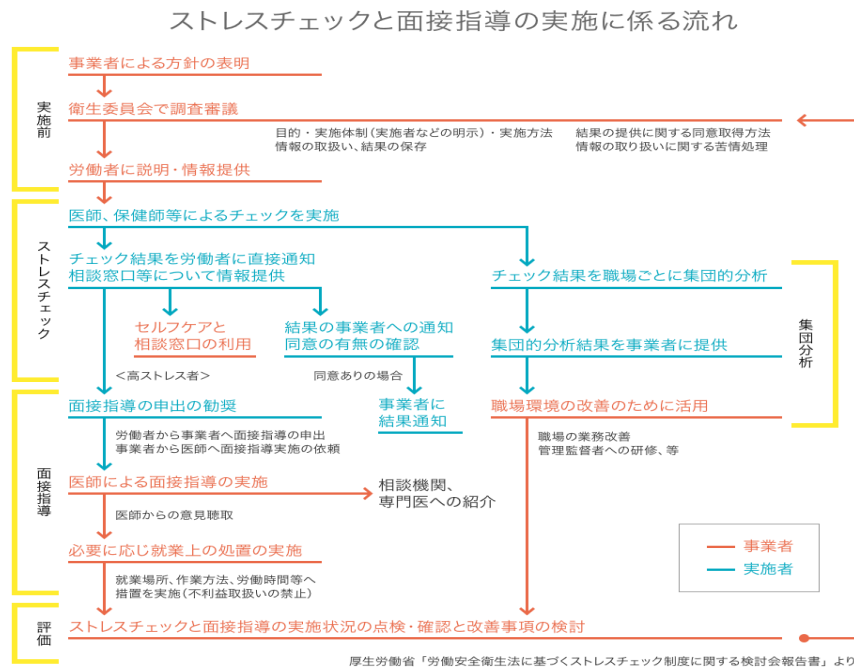
平成27年12月からストレスチェックの実施等が義務になります!!

平成26年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）の1項目である「ストレスチェックの実施等」が平成27年12月1日より事業者の義務となります。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）

今回義務化されるストレスチェック制度は、労働者によるセルフチェック（気づき）と高ストレス者への医師による面接指導の勧奨、集団分析（努力義務）により職場ごとの傾向を把握して職場環境の改善に活用することを主な目的としています。メンタルヘルス不調者や高ストレス者のスクリーニングが目的ではありません。

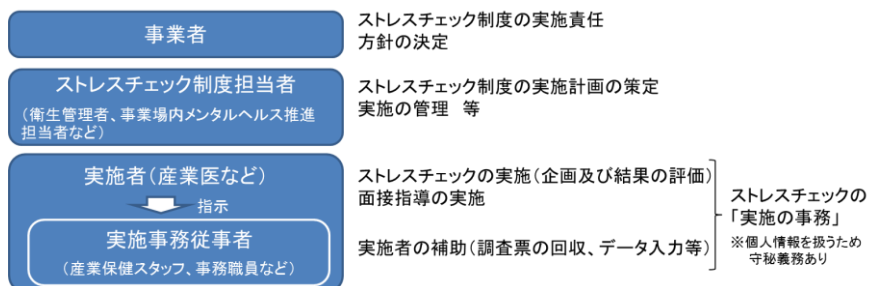
制度の目的を事業者・労働者双方が正しく理解し、改善に向けた活動を展開していくことが重要です。

ストレスチェック制度の概要（流れ）（※1）についてお話しします。



※1 ストレスチェック制度の概要（流れ）

○ストレスチェック制度の実施に当たっては、実施体制（※2）・実施方法・記録の保存方法等の必要事項（※3）を（安全）衛生委員会で審議・確認し、労働者に周知します。



※2 ストレスチェック制度の実施体制

○ 調査審議に当たっては、ストレスチェック制度に関し、次に掲げる事項を含めるものとする。

- ① ストレスチェック制度の目的に係る周知方法
- ② ストレスチェック制度の実施体制
 - ・実施者、共同実施者・実施代表者、その他の実施事務従事者の選任、明示等。
- ③ ストレスチェック制度の実施方法
 - ・使用する調査票、高ストレス者の選定基準、ストレスチェックの実施頻度・時期、面接指導申出方法等。
- ④ ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計・分析の方法
- ⑤ ストレスチェックの受検の有無の情報の取扱い
- ⑥ ストレスチェック結果の記録の保存方法
- ⑦ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析の結果の利用目的及び利用方法
- ⑧ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の開示、訂正、追加及び削除の方法
- ⑨ ストレスチェック、面接指導及び集団ごとの集計・分析に関する情報の取扱いに関する苦情の処理方法
- ⑩ 労働者がストレスチェックを受けないことを選択できること
- ⑪ 労働者に対する不利益な取扱いの防止

※3 (安全) 衛生委員会での審議事項

- ストレスチェックは調査票（「職業性ストレス簡易調査票」を用いることが望ましい）によることを基本とし、1年以内ごとに1回以上実施することとなります。
- 医師・保健師および一定の研修を終了した看護師・精神保健福祉士が実施者となり、調査票の選定および高ストレス者の選定基準等について事業者に対し意見を述べるとともに、労働者が医師による面接指導を受ける必要があるか否かの確認をします。調査票の配布・回収等の事務作業については、実施事務従事者に行わせることができます。
- 結果については個人情報の取扱となり、労働者本人の同意がなければ事業者へ提供することはできず、実施者（実施事務従事者含む）には守秘義務が課せられます。なお、ストレスチェックの結果で労働者に対する不利益な取扱いをすることは禁止されています。

今回のストレスチェック制度により事業者には、実施機会を設ける事、面接指導の結果に基づく適切な措置の実施、ストレスチェックや面接指導の実施状況を労働基準監督署に報告することが義務付けられます。

一方、労働者には一般健康診断と違い受験の義務はありません。また、受験した結果、高ストレスであっても本人の申し出がなければ、その情報が事業者へ提供されることはなく、労働者主体の制度となっています。

産業保健総合支援センターでは、ストレスチェック制度実施のための研修およびストレスチェック制度導入について専門のスタッフが個別訪問によりアドバイス等を行います。